

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）補助金

資料2-20

1 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の概要・目的

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月10時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育を利用できる制度

2 実施期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

令和7年4月実施の事業者募集は終了 → 年度途中の追加募集(予定)

3 利用料金及び補助金額等（予定）

料金	金額	備考
利用料(利用者から徴収)	300円	1時間当たり(標準)
補助額(0歳)	1,300円	1人1時間あたりの金額
補助額(1歳)	1,100円	1人1時間あたりの金額
補助額(2歳)	900円	1人1時間あたりの金額
賃借料補助	3,066,000円	年額。ただし令和7年度以降に賃借により開設した事業所に限る

※その他減免や障害児等の加算あり

4 令和8年度以降の予定（見込み）

- ・令和8年度以降、新たな給付制度（乳児等のための支援給付）として本格実施され、全自治体で実施
- ・児童福祉法上の「認可」に加え、令和8年度からは子ども・子育て支援法上の「確認」が必要
- ・子ども・子育て支援法上の「確認」のため、条例の制定若しくは改定を実施
- ・広域利用が開始され、利用者が居住地以外の市町村に所在する施設の利用についても可能となる（見込み）

5 その他

- ・こども誰でも通園制度「総合支援システム」について、本市での運用開始時期については未定
- ・制度内容等について本市HPにて情報を掲載